

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（平成 7 年規則第 8 号）のほか、本組合が発注する調達契約に関し、競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

長野県市町村電算システム共同化（市による基幹系システム共同化業務）システムの構築・運用保守業務に係る賃貸借

2 競争入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 全ての共同調達参加団体において入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) プライバシーマークまたは ISO27001 の認証を受けているものであること。
（認定個人情報保護団体も可とする）

3 入札参加資格要件の事前審査

入札参加希望者は、必要書類を次のとおり提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができるものと認められた者に限り入札の対象とする。なお、資料提出等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(1) 提出書類

ア 入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）（様式 1）

イ プライバシーマークまたは ISO27001 の取得認証の写し

(2) 提出方法

提出場所に持参または郵送

(3) 提出場所

長野県市町村自治振興組合（長野県自治会館 1 階）

〒380-0871 長野市西長野加茂北 1 4 3 - 8

電話番号 0 2 6 - 2 3 2 - 4 9 2 3

電子メール info@union.nagano-map.lg.jp

(4) 提出期間

公告の日から令和 2 年 3 月 12 日（木）15 時までとする。

- (5) 入札参加資格審査結果通知の交付
参加表明書の受理後5日以内に入札参加資格審査結果を通知する。

4 入札説明書及び仕様書等その他入札参加に必要な資料の配布

- (1) 配布場所
3 (3) の場所
- (2) 配布期間
3 (4) の期間
- (3) 配布方法
当組合ホームページからのダウンロード
<http://www.union.nagano-map.lg.jp/>

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明書を以ってこれに代える

6 入札及び開札

- (1) 競争参加者又はその代理人は、仕様書及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、本組合に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者又はその代理人は、様式2による入札書を提出しなければならない。郵送、電話、メール、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時及び開札場所
- ア 日時
令和2年3月18日(水)午前10時
- イ 場所
長野県市町村自治振興組合(長野県自治会館1階)小会議室
- (5) 競争参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式2による入札書を提出しなければならない。
- ア 入札の目的
- イ 入札金額
- ウ 競争参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印(外国人の署名を含む。以下同じ)
- エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分につい

て押印をしておかなければならない。

- (7) 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (9) 競争参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (10) 競争参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 競争参加者又はその代理人は、賃借料の支払方法、支払回数等の契約条件に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (13) 入札回数は、3回を限度とする。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は3回を限度として行う。
- (14) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (15) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状（様式3）を、提出しなければならない。競争参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、委任状を入札書と同時に提出しなければならない。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。
- (18) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (19) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人になることができない。
- (20) 開札をした場合において、競争参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、競争参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

3 入札保証金

免除する。

4 無効の入札書

入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 競争入札参加者又はその代理人が協定して入札した入札書
- (4) 委託する業務の名称及び入札金額のない入札書
- (5) 競争入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 委託する業務の名称に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について訂正印を押していない入札書
- (10) 納付した入札保証金等の額が6(2)による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 契約保証金

契約保証金は契約金額の10分の1の額とし、契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付は免除する。

- (1) 落札者が過去2年間に国（公団を含む。）または地方公共団体と規模をほぼ同じくする契約

を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有するか、現在履行中である者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと管理者が認めるとき。

(2) 落札者が、次条の規定による連帯保証人を立てたとき。

7 連帯保証人

(1) 契約者に代わって自らその給付等を完成し、又は履行を保証する連帯保証人であること。

(2) 連帯保証人は契約者と同等の資格を有するものであること。

8 契約の形態

長野県市町村自治振興組合と物件納入保守業者とリース会社との三者間契約とする。

9 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して5日以内に契約書の取り交わしを行うものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

10 リース対象物件と納入物件の金額

仕様書に記載のとおり

11 その他必要な事項

(1) 競争参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 本件調達に関する問い合わせ先

住所 長野市大字西長野字加茂北143-8 長野県自治会館内

長野県市町村自治振興組合 担当：金原 平林

電話 026-232-4923

E-Mail info@union.nagano-map.lg.jp